

「金融商品に係る勧誘方針」の一部変更について

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行により、法律名が「金融サービスの提供に関する法律」から「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称されたことに伴い、当金庫では「金融商品に係る勧誘方針」の一部を変更いたします。なお、同方針の施行日は2月1日とします。

「金融商品に係る勧誘方針」新旧対照表

旧	新
当金庫は、「 <u>金融サービスの提供に関する法律</u> 」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。 1. ～5. (略)	当金庫は、「 <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u> 」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。 1. ～5. (略)
以 上	以 上